

プリオン評価書（案）

オランダから 輸入される牛肉及び牛の内臓に係る 食品健康影響評価 （月齢制限の引上げ）

令和 8 年（2026 年）10 月

食品安全委員会
プリオン専門調査会

目次

	頁
<審議の経緯>.....	2
<食品安全委員会委員名簿>	3
<食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿>	5
要 約.....	9
I. 背景.....	10
1. はじめに	10
2. 諮問事項	11
II. 評価の考え方.....	12
III. リスク管理措置の点検	17
1. 国際的な基準及び各国（オランダを含む）の対策の概要.....	17
(1) 飼料規制	17
(2) BSEサーベイランス体制.....	17
(3) SRM	18
2. 「生体牛のリスク」に係る措置	22
(1) 侵入リスク	22
(2) 国内安定性（国内対策の有効性の評価）	22
(3) サーベイランスによる検証（BSEサーベイランスの概要）	27
(4) BSE発生状況	29
3. 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置	31
(1) SRM除去	31
(2) と畜処理の各プロセス	31
(3) その他	32
IV. 食品健康影響評価	36
<別紙：略称>.....	37
<参照>.....	38

<審議の経緯>

2011 年	12 月	19 日	厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の 接受 諮問事項 (2)国境措置 ア 月齢制限 現行の「輸入禁止」から「30 か月齢」とした場合のリス クを比較 イ SRM の範囲 頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行 の「全月齢」から「30 か月齢」に変更した場合のリスク を比較 (3)上記(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の 規制閾値（上記(2)ア）を引き上げた場合のリスクを評価
2011 年	12 月	22 日	第 413 回食品安全委員会（要請事項説明）
2012 年	1 月	19 日	第 67 回プリオン専門調査会
2012 年	2 月	27 日	第 68 回プリオン専門調査会
2012 年	3 月	23 日	第 69 回プリオン専門調査会
2012 年	4 月	24 日	第 70 回プリオン専門調査会
2012 年	5 月	29 日	第 71 回プリオン専門調査会
2012 年	6 月	26 日	第 72 回プリオン専門調査会
2012 年	7 月	24 日	第 73 回プリオン専門調査会
2012 年	9 月	5 日	第 74 回プリオン専門調査会
2012 年	9 月	10 日	第 446 回食品安全委員会（諮問事項(2)ア及びイについて、報 告）
2012 年	9 月	11 日	から 10 月 10 日まで 国民からの意見・情報の募集
2012 年	10 月	12 日	第 75 回プリオン専門調査会
2012 年	10 月	19 日	諮問事項(2)ア及びイについて、プリオン専門調査会座長から食 品安全委員会委員長に報告
2012 年	10 月	22 日	第 450 回食品安全委員会（諮問事項(2)ア及びイについて、報 告） （同日付け厚生労働大臣に通知）
2017 年	4 月	25 日	第 647 回食品安全委員会（諮問事項(3)の評価を進めるよう 厚生労働省から改めて依頼）
2017 年	5 月	31 日	厚生労働省に対し、評価に必要な補足資料の提出を依頼
2026 年	6 月	4 日	補足資料の接受
2026 年	10 月	1 日	第 143 回プリオン専門調査会

＜食品安全委員会委員名簿＞

(2012 年 6 月 30 日まで)

小泉直子（委員長）
熊谷 進（委員長代理）
長尾 拓
野村一正
畑江敬子
廣瀬雅雄
村田容常

(2012 年 7 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日まで)

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

(2015 年 7 月 1 日から 2017 年 1 月 6 日まで)

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
熊谷 進
吉田 緑
石井克枝
堀口逸子
村田容常

(2017 年 1 月 7 日から 2018 年 6 月 30 日まで)

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
吉田 緑
山本茂貴
石井克枝
堀口逸子
村田容常

(2018 年 7 月 1 日から 2020 年 1 月 6 日まで)

佐藤 洋（委員長）
山本茂貴（委員長代理）
川西 徹
吉田 緑
香西みどり
堀口逸子
吉田充

(2020 年 1 月 7 日から 2021 年 6 月 30 日まで)

佐藤 洋（委員長）
山本茂貴（委員長代理）
川西 徹
吉田 緑
香西みどり
堀口逸子
吉田充

第 143 回プリオン専門調査会
評価書（案）たたき台

(2021 年 7 月 1 日から 2023 年 1 月 6 日まで)

山本茂貴（委員長）
浅野 哲（委員長代理 第一順位）
川西 徹（委員長代理 第二順位）
脇 昌子（委員長代理 第三順位）
香西みどり
松永和紀
吉田 充

(2023 年 1 月 7 日から 2024 年 6 月 30 日まで)

山本茂貴（委員長）
浅野 哲（委員長代理 第一順位）
川西 徹（委員長代理 第二順位）
脇 昌子（委員長代理 第三順位）
香西みどり
松永和紀
吉田 充

(2024 年 7 月 1 日から 2026 年 1 月 6 日まで)

山本茂貴（委員長）
浅野 哲（委員長代理 第一順位）
祖父江友孝（委員長代理 第二順位）
頭金正博（委員長代理 第三順位）
小島登貴子
杉山久仁子
松永和紀

(2026 年 1 月 7 日から)

祖父江友孝（委員長）
浅野 哲（委員長代理 第一順位）
頭金正博（委員長代理 第二順位）
春日文子（委員長代理 第三順位）
小島登貴子
杉山久仁子
松永和紀

＜食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿＞

（2013 年 9 月 30 日まで）

酒井健夫（座長）	永田知里
水澤英洋（座長代理）	中村好一
小野寺節	堀内基広
甲斐 諭	毛利資郎
門平睦代	山田正仁
佐多徹太郎	山本茂貴
筒井俊之	

（2013 年 10 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで）

村上洋介（座長）	永田知里
水澤英洋（座長代理）	中村好一
山本茂貴（座長代理）	八谷如美
小野寺節	堀内基広
甲斐 諭	毛利資郎
門平睦代	山田正仁
佐多徹太郎	横山 隆
筒井俊之	

（2014 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで）

村上洋介（座長）	中村優子
水澤英洋（座長代理）	中村好一
山本茂貴（座長代理）	八谷如美
門平睦代	福田茂夫
筒井俊之	眞鍋 昇
堂浦克美	山田正仁
永田知里	横山 隆

(2016 年 4 月 1 日から 2017 年 1 月 6 日まで)

村上洋介（座長）	中村桂子
水澤英洋（座長代理）	中村優子
山本茂貴（座長代理）	中村好一
門平睦代	八谷如美
高尾昌樹	福田茂夫
筒井俊之	眞鍋 昇
堂浦克美	横山 隆

(2017 年 1 月 7 日から 2017 年 9 月 30 日まで)

村上洋介（座長）	中村優子
水澤英洋（座長代理）	中村好一
門平睦代	八谷如美
高尾昌樹	福田茂夫
筒井俊之	眞鍋 昇
堂浦克美	横山 隆
中村桂子	

(2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)

村上洋介（座長）	中村桂子
筒井俊之（座長代理）	中村優子
水澤英洋（座長代理）	中村好一
門平睦代	八谷如美
斉藤守弘	福田茂夫
高尾昌樹	眞鍋 昇
堂浦克美	横山 隆

(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)

眞鍋 昇 (座長)	高尾昌樹
筒井俊之 (座長代理)	中村桂子
水澤英洋 (座長代理)	中村優子
今村守一	中村好一
門平睦代	八谷如美
斉藤守弘	福田茂夫
佐藤克也	横山 隆

(2019 年 10 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

眞鍋 昇 (座長)	高尾昌樹
筒井俊之 (座長代理)	中村桂子
水澤英洋 (座長代理)	中村優子
今村守一	中村好一
岩丸祥史	八谷如美
斉藤守弘	福田茂夫
佐藤克也	

(2020 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

眞鍋 昇 (座長)	佐藤克也
筒井俊之 (座長代理)	高尾昌樹
水澤英洋 (座長代理)	中村桂子
今村守一	中村優子
岩丸祥史	八谷如美
斉藤守弘	福田茂夫

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)

眞鍋 昇 (座長)	高尾昌樹
横山 隆 (座長代理)	中村桂子
今村守一	中村優子
岩丸祥史	八谷如美*
斉藤守弘	花島律子
佐藤克也	福田茂夫

*2023 年 2 月 5 日まで

(2023 年 10 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

眞鍋 昇（座長）	高尾昌樹
横山 隆（座長代理）	中村桂子
今村守一	中村優子
岩丸祥史	花島律子
斉藤守弘	福田茂夫
佐藤克也	

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで)

横山 隆（座長）	佐藤克也
岩丸祥史（座長代理）	筒井俊之
高尾昌樹（座長代理）	中村桂子
今村守一	花島律子
斉藤守弘	松田二子

(2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

横山 隆（座長）	佐藤克也
岩丸祥史（座長代理）	筒井俊之
高尾昌樹（座長代理）	中村桂子
今村守一	花島律子
斉藤守弘	松田二子

(2026 年 4 月 1 日から)

横山 隆（座長）	筒井俊之
岩丸祥史（座長代理）	中村優子
佐藤克也（座長代理）	花島律子
今村守一	福田茂夫
上田佳代	松田二子
斉藤守弘	山本健久

<第 143 回プリオン専門調査会専門参考人名簿>

高尾昌樹（国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 病院臨床検査
部・総合内科部長）

要 約

I. 背景

1. はじめに

1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE）が発生し、1996 年には、世界保健機関（World Health Organization: WHO）等において BSE の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、日本国内において初めて BSE の発生が確認された。日本では、1996 年に、反すう動物の組織を用いた飼料原料の反すう動物への給与を制限する行政指導を行い、2001 年 10 月に全ての動物由来たん白質の反すう動物用飼料への使用を禁止するなど、これまで、国内措置及び国境措置から成る各般の BSE 対策を講じてきた。

本評価の対象であるオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓（以下「牛肉等」という。）については、オランダにおける BSE の発生を踏まえ、2001 年 1 月に輸入が停止された。

オランダから輸入される牛肉等について、食品安全委員会は、2011 年 12 月に厚生労働省からの評価要請（平成 23 年 12 月 19 日付け厚生労働省発食安 1219 第 2 号）を受けて、「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」及び「特定危険部位（Specified Risk Material: SRM）の範囲を変更した場合のリスク」について評価を行った（「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（2012 年 10 月食品安全委員会決定））。（参照 1）

これらの評価を踏まえ、厚生労働省は、オランダから輸入される牛肉等の輸入を 2013 年 2 月に一定の条件の下で再開した。

本評価の対象となる諮問事項「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」は、オランダから輸入される牛肉等の「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」及び「SRM の範囲を変更した場合のリスク」に係る評価要請と合わせて厚生労働省から要請（平成 23 年 12 月 19 日付け厚生労働省発食安 1219 第 2 号）されていたものである。

今般、リスク管理機関から、評価に当たり必要となる情報が提出されたことから、オランダから輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価を取りまとめた。

2. 諮問事項

厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである（厚生労働省からの評価要請書から該当箇所を抜粋した。）。

BSE 対策について、以下の措置を講ずること。

○オランダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の改正。

（具体的な諮問内容）

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスクを評価。

II. 評価の考え方

食品安全委員会は、2026 年 8 月末現在、15 か国¹について、当該国から輸入される牛の肉等の月齢制限を「輸入禁止」から「30 か月齢以下」とした場合の食品健康影響評価を実施し、そのうち、10 か国²については、当該国の BSE 発生状況や国際基準等を踏まえて、月齢制限を「30 か月齢以下」から「月齢条件なし」とした場合の食品健康影響評価を実施している。

月齢制限を「30 か月齢以下」から「月齢条件なし」とした場合の食品健康影響評価について、食品安全委員会は、2019 年 1 月に、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価（米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（2019 年 1 月食品安全委員会決定）。以下「2019 年 1 月評価」という。）を以下のとおり取りまとめた。（参照 2）

以下に示す①に係る知見については、2026 年 8 月末現在、2019 年 1 月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。したがって、本評価では 2019 年 1 月評価と同様の考え方に基づき食品健康影響評価を行うこととし、以下に示す②のリスク管理措置が適切に行われているか、オランダにおける実施状況を点検することとした。

なお、2019 年 1 月以降のフランス、ノルウェー、オーストリア、デンマーク、スペイン、スウェーデン及びポーランドから輸入される牛肉等に係る輸入条件の変更に関する食品健康影響評価においても、この考え方に基づいて評価書を取りまとめている。

○ 月齢制限の廃止に係る過去の評価（2019 年 1 月評価）

世界全体で定型 BSE³の発生がほとんど確認されないまでに至った（図 1）。その結果、「生体牛のリスク⁴」は大幅に低下し、全体のリスクに対する寄与が相対的に減少した（図 2）。また、「国際的な基準」である国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health: WOAH⁵）の陸生動物衛生規約（以下「WOAH コード」という。）では牛肉等の貿易に関する月齢の規制閾値は設けられていない。これらのことを踏まえ、以下①及び②の検討を行った。

¹ 米国、英国、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、カナダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、フランス、ポーランド及びリヒテンシュタイン

² 米国、アイルランド、オーストリア、カナダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、フランス及びポーランド

³ 感染牛由来の肉骨粉を含む汚染飼料を牛が摂取したことで、1990 年代の英国を中心に流行した牛の病気であり、vCJD の原因となったことが実験的・疫学的に示唆されている。

⁴ 牛肉等の摂取に由来するリスクのうち、評価対象国における牛の感染状況によるもの

⁵ 旧略称は「OIE」。2022 年の第 89 回 OIE 総会にて、今後は通称の略称として「WOAH」を使用することが決定された。

① 「月齢制限を『条件なし』とした場合、SRM 除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型 BSE プリオンによる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（variant Creutzfeldt-Jakob disease: vCJD）発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるか」について、以下の知見を踏まえ検証した。

- ・定型 BSE 感染牛における異常プリオンたん白質（PrP^{Sc}）の分布（蓄積部位）に関する感染実験等の新たな知見
- ・vCJD の発生状況、疫学情報等

② ①の前提となるリスク管理措置が適切に行われているか、各国におけるその実施状況を表 1 に示す項目等について点検し、リスクを総合的に判断した。

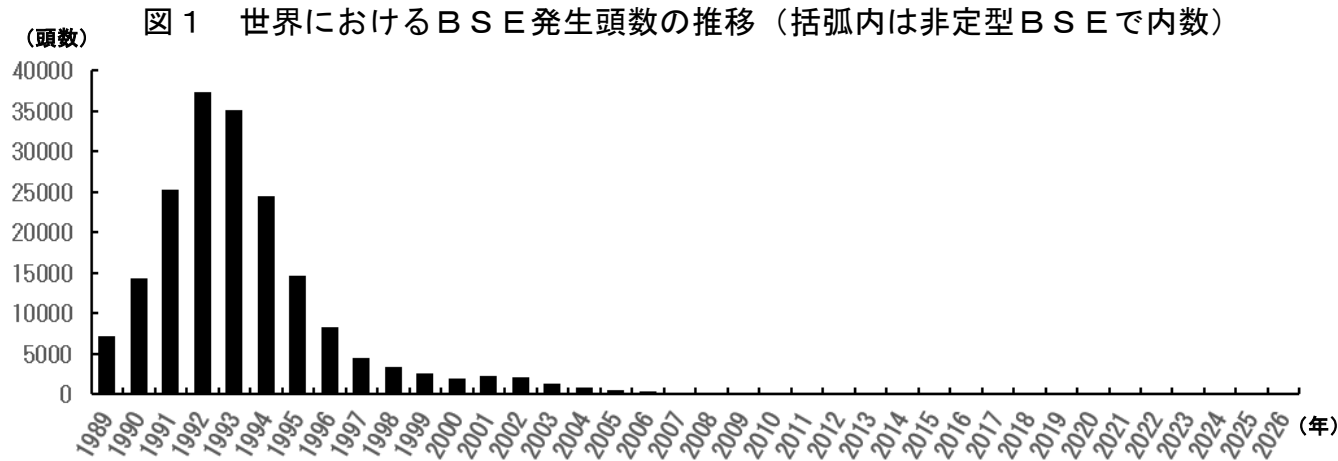
- ・「生体牛のリスク」に係る措置について、侵入リスク（生体牛、肉骨粉等の輸入）、国内安定性（飼料規制、SRM の利用実態）及びサーベイランスの点検（近年出生した牛で定型 BSE が確認されている国（WOAH のリスクステータス分類に基づく「管理された BSE リスクの国」）については、疫学調査の結果も踏まえて国内安定性を判断）
- ・「食肉処理に関連したリスク⁶」に係る措置について、SRM の除去、と畜処理の各プロセス（と畜前検査、ピッシング等）の点検

検討の結果、①については、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在 SRM として設定されている範囲が不十分であることを示す知見はない。また、②についても、点検の結果、リスク管理措置は適切に行われているものと判断できた。以上を踏まえ、輸入される牛肉等の月齢条件を「条件なし」としたとしても、牛肉等の摂取に由来する定型 BSE プリオンによる vCJD 発症の可能性は極めて低いものと判断した。

また、非定型 BSE⁷についても、定型 BSE に対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉等（SRM 以外）の摂取に由来する非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものと判断した。

⁶ 牛肉等の摂取に由来するリスクのうち、評価対象国におけると畜処理によるもの

⁷ PrP^{Sc}を検出するためのたん白質分解酵素（Proteinase K: PK）処理及びウエスタンブロット法によって定型 BSE とは異なるバンドパターンを示す BSE として、欧州、日本、米国等で少数例報告されているものを指す。当該 PK 処理では糖鎖の付加パターンによって区別される 3 本のバンドが得られるが、定型 BSE と比較して、非定型 BSE では無糖鎖 PrP^{Sc}の分子量が大きいもの（H 型: H-BSE）又は小さいもの（L 型: L-BSE）の 2 種類が得られる。非定型 BSE は、定型 BSE とは異なり比較的高齢の牛で発生し、かつ低い有病率で推移しており、孤発性であることが示唆されている。



	1992	…	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	累計	
全体	37,316	…	350 (5/5)	172 (5/9)	131 (5/6)	67 (6/5)	45 (3/5)	31 (4/3)	21 (3/7)	7 (4/1)	12 (3/6)	7 (3/1)	5 (4/0)	7 (2/5)	5 (2/2)	8 (7/1)	5 (3/2)	10 (5/4)	1 (1/0)	10 (6/4)	7 (4/2)	0	1	190,709 (90/86)	
欧州 (英国を除く)	36	…	205 (3/3)	101 (3/6)	84 (5/4)	54 (5/5)	33 (3/4)	22 (3/2)	16 (2/5)	4 (3/1)	10 (2/6)	4 (2/1)	5 (4/0)	6 (2/4)	3 (1/2)	7 (6/1)	5 (3/2)	6 (2/4)	1 (1/0)	7 (4/3)	3 (2/1)	0	0	6,036 (69/68)	
英国	37,280	…	129 (0/1)	65 (2/2)	42 (0/2)	11 (1/0)	11 (0/1)	8 (1/1)	3 (0/1)	3 (1/0)	1 (1/0)	2 (1/0)	0	0	1	0	0	1	0	1 (1/0)	2 (1/0)	0	1	184,600 (9/9)	
米国	0	…	1 (1/0)	0	0	0	0	0	1 (0/1)	0	0	0	0	1 (0/1)	1 (1/0)	0	0	0	0	1 (0/1)	1 (0/1)	0	0	7 (3/4)	
カナダ	0	…	5 (1/0)	3 (0/1)	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 (1/0)	0	0	0	0	0	22 * (2/1)	
ブラジル	0	…	0	0	0	0	0	0	1 (1/0)	0	1 (1/0)	0	0	0	0	1 (1/0)	0	2 (2/0)	0	1 (1/0)	1 (1/0)	0	0	0	7 (7/0)
日本	0	…	10 (0/1)	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36 (0/2)	

資料は、2026 年 8 月末時点の情報に基づく。(参照 3-6)
表中で上段と下段がある場合、上段は、BSE 検査陽性牛（定型及び非定型）の総数。下段は、非定型 BSE（H 型／L 型）の陽性数。非定型 BSE の発生数は 2024 年 12 月末までの収集。
＊ カナダの累計数は、輸入牛による発生を 1 頭、米国での最初の確認事例（2003 年 12 月）1 頭を含んでいる。

図 2 評価の枠組み及び全体のリスクに関する状況の変化（概念図）*

*2019 年 1 月評価より一部改変

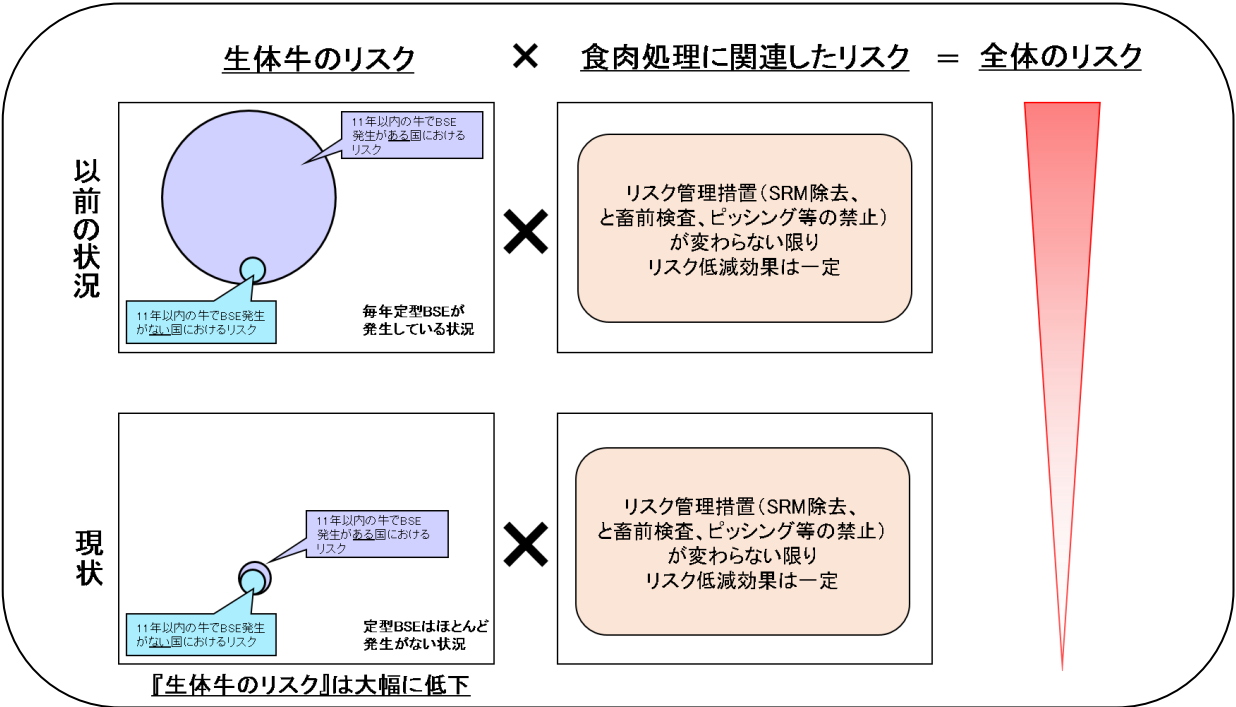


表 1 B S E 対策の点検表

		* 規制強化措置導入後 5 年未満の場合は、別途、総合評価の項で検討する。	
I 「生体牛のリスク」に係る措置			備考
1 侵入リスク			
a 生体牛	☐ : 発生国からの輸入禁止措置がとられている。 ☐ : 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 ☐ : 発生国からの輸入禁止措置が一部とられていない。 ☐ : 発生国からの輸入禁止措置がとられていない。		
b 肉骨粉等	☐ : 発生国からの輸入禁止措置がとられている。 ☐ : 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 ☐ : 発生国からの輸入禁止措置が一部とられていない。 ☐ : 発生国からの輸入禁止措置がとられていない。		
2 国内安定性（国内対策有効性の評価）			
a 飼料規制			
・規制内容 （ほ乳動物たん白質 の全家畜への給与 禁止等）	☐ : ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止。 ☐ : ほ乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止。 ☐ : 反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止。 ☐ : 特に規制なし。		
・SRM の処理 （レンダリング条件 等）	☐ : 焼却又は埋却。 ☐ : 133℃20 分 3 気圧のレンダリング(※)又はこれと同等以上の処理を実施。 ☐ : (※)未満の処理を実施。 ☐ : レンダリング等の処理を未実施。		
・レンダリング施設・飼 料工場等の交差汚 染防止対策	☐ : 全ての施設・製造ラインで占有化されている。 ☐ : 一部の施設・製造ラインで占有化されていない。 ☐ : 全ての施設・製造ラインで占有化されていない。		
・レンダリング施設・飼 料工場等の監視体 制と遵守率	☐ : 定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。 ☐ : 定期的に監視が行われているが、遵守率が低い、重大な違反が認められる。 ☐ : 定期的な監視が行われていない。		
b SRM の利用実態			
・規制内容 （SRM の範囲等）	☐ : WOH 基準と同等以上。 ☐ : 一部が WOH 基準以下 ☐ : 規定されていない。		
・規制内容 （SRM 等の利用実 態）	☐ : SRM 及び死廃牛の飼料利用禁止。 ☐ : SRM 等の一部が反すう動物用以外の飼料として利用される。 ☐ : SRM 等の全てが飼料として利用される。		
3 サーベイランスによる検証			
・サーベイランスの概 要	☐ : WOH 基準と同等以上。 ☐ : WOH 基準以下。 ☐ : 実施していない。		

Ⅱ 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置		
1 SRM 除去		
・実施方法等 （食肉検査官による確認）	☐ : 全ての施設で実施されている。 ☐ : 一部の施設で実施されていない。 ☐ : 実施されていない。	
・実施方法等 （高圧水等による枝肉の洗浄）	☐ : 全ての施設で実施されている。 ☐ : 一部の施設で実施されていない。 ☐ : 実施されていない。	
・実施方法等 （背割鋸の一頭ごとの洗浄）	☐ : 全ての施設で実施されている。 ☐ : 一部の施設で実施されていない。 ☐ : 実施されていない。	
・実施方法等 （吸引器等を利用した適切な脊髄の除去）	☐ : 全ての施設で実施されている。 ☐ : 一部の施設で実施されていない。 ☐ : 実施されていない。	
・SSOP,HACCP に基づく管理	☐ : 導入されており、重度な違反がない。 ☐ : 導入されているが、一部に重度な違反が認められる。 ☐ : 導入されていない。	
2 と畜処理の各プロセス		
・と畜前検査	☐ : と畜前検査による歩行困難牛等（※1）の排除を実施している。 ☐ : 実施していない。	
・特定の方法（※2）によるスタンニング及びピッシングに対する規制措置 （と畜時の血流等を介した脳・脊髄による汚染の防止措置）	☐ : 全ての施設で実施されている。 ☐ : 一部の施設で実施されていない。 ☐ : 全ての施設で実施されていない。	
3 その他		
（・機械的回収肉）	☐ : 実施されていない。 ☐ : 一部の施設で実施されている。 ☐ : 全ての施設で実施されている。	

まとめ	
-----	--

（※1）排除の対象となる牛の詳細については、Ⅲの3.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置の章を参照

（※2）圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

Ⅲ. リスク管理措置の点検

1. 国際的な基準及び各国（オランダを含む）の対策の概要

国際的な基準である WOAAH コードでは、BSE に関するリスク評価、サーベイランスの実施並びに定型及び非定型 BSE の発生歴及び感染牛に対する防疫措置に基づき各国のリスクステータスが認定されることになっている。また、リスクステータスに応じて、SRM 除去等の食肉処理に関する貿易条件が規定されている。（参照 7）

WOAH 及び各国の BSE 対策の概要を以下の（1）～（3）に示した。

オランダは欧州連合（European Union: EU）加盟国として、EU 法体系に基づく食品及び動物衛生規制が実施されている。

オランダは 2013 年に WOAAH により、「無視できる BSE リスクの国」に認定された。（参照 8）

（1）飼料規制

WOAH は、リスクステータスの評価において、反すう動物由来の肉骨粉等が反すう動物に給与されていないこと⁸を、無視できる BSE リスクの国又は管理された BSE リスクの国に認定するための要件としている（ただし、国の畜産業の実態から、反すう動物が反すう動物由来飼料を給与されていないことが担保できる場合には、公的な飼料規制は不要であるともしている。）。オランダは当該基準と同等以上の措置を講じている。肉骨粉等の飼料規制の概要を表 2 に示した。（参照 2、7、9-11）

（2）BSE サーベイランス体制

従来、WOAH はリスクステータスに応じたサーベイランスの実施を求めており、オランダは当該基準と同等以上の措置⁹を講じている。

第 90 回 WOAAH 総会（2023 年 5 月開催）において改正 BSE コードが採択され、これまでのアクティブサーベイランスの要件化やポイント制が廃止され、臨床徴候を有する全月齢の牛を対象としたサーベイランスへ変更された。

各国の BSE サーベイランス体制の概要を表 3 に示した。オランダでは EU の基準と同等のサーベイランス体制を整えている。（参照 2、7、9、11）

⁸ 第 90 回 WOAAH 総会において、従来の定義「肉骨粉（meat-and-bone meal）」と「獣脂かす（greaves）」を統合し、新たに「たん白粉（protein meal）」と定義した改正 BSE コードが採択された。

⁹ 旧 BSE コードでは、検査が行われた牛の月齢及び検査区分（健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛及び臨床症状牛）によってポイントが定められており、各国は、自国における過去 7 年間のポイントの合計が、その国のリスクステータスに対して求められる値を超えるようにサーベイランスを実施する必要があった。

1 **（３）SRM**

2 WOAH は、管理された BSE リスクの国に対し、表 4 に示す範囲を SRM と定
3 義している。一方、無視できる BSE リスクの国に対して SRM の設定は求めて
4 いない。

5 第 90 回 WOA H 総会において改正 BSE コードが採択され、一部の SRM の定
6 義が変更されたが、無視できる BSE リスクの国に対する規定に変更はない。

7 SRM の概要を表 4 に示した。オランダにおける SRM の定義は、EU の基準に
8 準拠している。（参照 2、7、11、12）

9 なお、現在、BSE 発生国から日本に輸入される牛肉等については、日本が定め
10 る SRM の範囲を除去していることが輸入の条件とされている。

1

表 2 飼料規制の概要（2026 年 8 月末現在）

		給与対象動物							
		WOAH		日本		米国・カナダ		EU**	
		反すう 動物	豚・鶏	反すう 動物	豚・ 鶏	反すう 動物	豚・ 鶏	反すう 動物	豚・ 鶏
肉 骨 粉 等	反すう 動物	×	○	×	○*	×	○*	×	×
	豚	○	○	×	○	○	○	×	×***
	鶏	○	○	×	○	○	○	×	×***

2

* SRM 等を飼料原料として使用することは禁止されている。

3

** オランダは EU 規則に準拠している。

4

***2021 年より交差汚染防止措置等の一定の条件下で、鶏由来加工たん白質の豚への給与、豚由来加工たん白質の鶏への給与が可能となった。

5

6

○：給与可、×：給与禁止

7

1 表 3 BSEサーベイランス体制の概要（2026年8月末現在）

	WOAH		日本	米国	カナダ	EU****
	改正前	改正後*				
無視されたBSEリスクの国	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス（30か月齢超のBSEの臨床的疑い例は全て対象。）	月齢区分は設定せず、一般的理由では説明できない特定症状を呈する牛や死亡牛等が対象	月齢区分は設定せず、特定症状**を呈する牛、一般的理由では説明できない特定症状以外のBSEが否定できない症状***を呈する牛が対象	30か月齢超の高リスク牛※、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等が対象	30か月齢以上の高リスク牛※が対象	48か月齢超の高リスク牛※が対象（48か月齢未満であっても、臨床的にBSEを疑う牛は対象。）
管理されたBSEリスクの国	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス（30か月齢超のBSEの臨床的疑い例は全て対象。）					

2 ※高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛等

3 * 新たなサーベイランス導入のために2024年5月まで移行期間が設けられていた。

4 ** 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

5 *** 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、
6 外傷等の一般的な理由で説明できる物を除く）

7 ****オランダはEU規則に準拠している。また、ブルガリア及びルーマニアについては、30か
8 月齢超の健康と畜牛もサーベイランスの対象とされている。

表 4 SRMの概要（2026年8月末現在）

	WOAH		日本	米国	カナダ	EU**
	改正前	改正後*				
無視できるリスクの国	(SRMの設定を求めている) *「SRM」の代わりに「commodities with the greatest BSE infectivity (最もBSE感染性が高い物品)」を使用		・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）	・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節 ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部	・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節 ・全月齢の回腸遠位部	・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む。）及び脊髄
管理されたリスクの国	・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱 ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部	・全月齢の回腸遠位部 ・30か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄 ※ただし、牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日より前に出生した牛由来に限る				・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む。）及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎、胸椎、腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜、仙骨翼を除き、背根神経節を含む。） ・全月齢の扁桃並びに小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜

**オランダは EU 規則に準拠している。また、WOAH により「無視できる BSE リスクの国」に認定されている。

2. 「生体牛のリスク」に係る措置

オランダにおけるリスク管理措置の実施状況について、表 11 にまとめた。

（1）侵入リスク

① 生体牛

1989 年 7 月に、英国で 1988 年 7 月 18 日以前に生まれた牛及び BSE 患者とその疑似患者である産仔の EU 域内への輸出が禁止された。1996 年には、英国からの生体牛の EU 域内への輸出が禁止され、1998 年にはポルトガルからの生体牛の輸出が禁止された。その後、2004 年にポルトガルからの当該輸出禁止措置が解除され、2006 年には英国からの輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除された。（参照 13-17）

現在は、輸出国の BSE リスクステータスに応じた輸入条件が適用されている。（参照 10）

② 肉骨粉等

肉骨粉の輸入については、1990 年にオランダ独自の規制として、英国からの反すう動物由来肉骨粉の輸入規制が行われた。1993 年に、オランダは独自に反すう動物用飼料工場においては、英国、アイルランド及びスイス産肉骨粉が存在しないように規制した。（参照 9、18、19）

1996 年には、英国からのほ乳動物由来肉骨粉の EU 域内への輸出が禁止され、1998 年にはポルトガルからのほ乳動物由来肉骨粉の EU 域内への輸出が禁止された。（参照 13、14）

現在は、EU 規則に基づいて輸出国の BSE リスクステータスに応じた輸入条件が適用されている。（参照 10）

（2）国内安定性（国内対策の有効性の評価）

① 飼料規制（規制内容）

1989 年に反すう動物由来たん白質を反すう動物に使用することを禁止し、1994 年には、ほ乳動物由来たん白質を反すう動物に使用することを禁止した。さらに 1999 年には、反すう動物用飼料と動物性たん白質を含む非反すう動物用飼料の製造ラインが完全に分離された。2001 年 1 月 1 日以降、EU 規則に基づき、動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。以下同じ。）を、全ての家畜に給与することが禁止された。また、2021 年の EU 規則改正により、交差汚染防止措置をとる等の一定の条件下で、鶏由来加工たん白質を豚に給与すること及び豚由来加工たん白質を鶏に給与することが可能となった。**飼料工場における畜種によるライン分離状況を厚生労働省へ要確認。**（参照 18、20、21）

② SRMの処理及び利用実態

オランダでは、1997 年より SRM の除去を定めている。オランダは WOAH により「無視できる BSE リスクの国」に認定されており、EU 規則に基づき 12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳及び眼を含む。）及び脊髄を SRM として定め、食品としての利用を禁止している。除去した SRM を処分する際は、EU 規則に準じて処理され、許可された施設で焼却される。（参照 8、9、12、18、22）

③ レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策

レンダリング施設に対しては、EU 規則に基づき、動物性副産物をリスク別にカテゴリー1～3¹⁰の 3 つに分け、専用の処理ラインで処理することを義務付けている。（参照 22）

飼料については、2001 年 1 月 1 日以降、EU 規則に基づき、動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。以下同じ。）を、全ての家畜に給与することが禁止されたが、前述のとおり、2021 年からは EU 規則に基づき、交差汚染防止措置をとる等の一定の条件下で、鶏由来加工たん白質を豚に給与すること及び豚由来加工たん白質を鶏に給与することが可能となった。**飼料工場における畜種によるライン分離状況を厚生労働省へ要確認。**（参照 18、20、21）

④ レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況

2021 年時点でレンダリング施設は 1 施設、飼料工場は 563 施設あり、オランダ食品消費者製品安全庁（Netherlands Food and Consumer Products Safety Authority; NVWA）の監督の下、定期的に立入検査を行い、施設の状況、文書の記録や管理、動物由来製品の使用禁止に関する規制の遵守状況、動物性たん白質や骨片の混入の有無等について点検している。（参照 9、20、

¹⁰ カテゴリー1 は

- ①TSE に罹患した動物に由来するもの
- ②ペットや動物園動物を含めた家畜や野生動物以外の動物に由来するもの
- ③SRM や環境汚染物質の残留が法律によって定められたレベルを超えている動物に由来するもの
- ④カテゴリー1 の材料を処理する施設から排水処理中に収集された動物の副産物
- ⑤国際的な輸送手段からのケータリング廃棄物
- ⑥カテゴリー2 やカテゴリー3 の材料と混合しているカテゴリー1 のものである。

カテゴリー2 は

- ①食用に不適当とされた動物由来の製品や
 - ②カテゴリー1 を含まないとして陸揚げされたが法律に違反しているため輸入ができず、返送もできない製品等
- である。

カテゴリー3 は食用には適さないとされたものの、人獣共通感染症の兆候を示さない動物に由来するもの等の、その他の低リスクと考えられる動物性副産物である。（Regulation (EC) No 1069/2009.）

21、23)

レンダリング施設について 2012 年から●年までの●年間の立入検査及びサンプリング検査の結果を表 5 及び表 6 に示した。検査結果の詳細については、厚生労働省に要確認事項があるため未記載（参照 20、24-30）

飼料施設について 2012 年から●年までの●年間の立入検査及びサンプリング検査の結果を表 7 及び表 8 に示した。検査結果の詳細については、厚生労働省に要確認事項があるため未記載（参照 20、24-30）

表 5
オランダのレンダリング施設の
立入検査施設数及び不適合事例

	検査 施設数	不適合があ った施設数	禁止物質等 混入事例
2012 年	●	●	●
2013 年	●	●	●
2014 年	1	1	●
2015 年	1	1	●
2016 年	1	1	●
2017 年	1	1	0
2018 年	1	1	0
2019 年	1	1	0
2020 年	1	0	0
2021 年	1	0	0
...			
計	●	●	●

表 6
オランダのレンダリング施設の
サンプリング検査施設数
及び不適合事例

	検査 施設数	不適合があ った施設数	禁止物質等 混入事例
2012 年	●	●	●
2013 年	●	●	●
2014 年	1	0	0
2015 年	1	0	0
2016 年	1	1	●
2017 年	1	1	0
2018 年	1	1	0
2019 年	1	1	0
2020 年	1	0	0
2021 年	1	0	0
...			
計	●	●	●

※不適合事例：オランダ当局から報告された、レンダリング施設における管理体制が不適切であった事例（書類不備や微生物汚染、禁止物質等混入事例など）を指す。

※禁止物質等混入事例：反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料又はその原料への混入事例及び SRM の家畜用飼料又はその原料への混入事例を指す。

表 7
オランダの飼料工場の
立入検査施設数及び不適合事例

	検査 施設数	不適合があ った施設数	禁止物質等 混入事例
2012 年	●	●	●
2013 年	●	●	●
2014 年	30	0	●
2015 年	30	0	●
2016 年	45	4	●
2017 年	528	0	●
2018 年	619	0	●
2019 年	574	0	●
2020 年	446	0	0
2021 年	563	0	0
...			
計	●	●	●

表 8
オランダの飼料工場の
サンプリング検査施設数
及び不適合事例

	検査 施設数	不適合があ った施設数	禁止物質等 混入事例
2012 年	●	●	●
2013 年	●	●	●
2014 年	685	19	●
2015 年	625	13	●
2016 年	904	21	●
2017 年	528	23	●
2018 年	619	4	●
2019 年	574	4	●
2020 年	446	0	0
2021 年	563	0	0
...			
計	●	●	●

※不適合事例：オランダ当局から報告された、飼料工場における管理体制が不適切であつた事例（書類不備や微生物汚染、禁止物質等混入事例など）を指す。

※禁止物質等混入事例：反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料又はその原料への混入事例及び SRM の家畜用飼料又はその原料への混入事例を指す。

1 (3) サーベイランスによる検証（BSEサーベイランスの概要）

2 オランダでは 1990 年に BSE を通報対象疾病に指定し、臨床症状を呈する牛
3 を対象としたパッシブサーベイランスが開始された。

4 2000 年から 24 か月齢超の死亡牛及び緊急と畜牛を、2001 年から 30 か月齢超
5 の健康と畜牛を対象としたアクティブサーベイランスが開始された。2009 年 1
6 月 1 日から、緊急と畜牛、死亡牛及び健康と畜牛の検査対象月齢が 48 か月齢超
7 に引き上げられた。2011 年 7 月 1 日には、健康と畜牛の検査対象月齢が 72 か月
8 齢超に引き上げられた。（参照 9、31）

9 これ以降の検査対象牛の変遷について厚生労働省へ要確認。

10 サンプリング及び診断法は、EU 規則 999/2001 に準拠している。スクリーニ
11 ング検査並びに病理組織学的分析、IHC 及び WB による確定検査は
12 Wageningen Bioveterinary Research（以下「WBVR」という。）にて実施され
13 ている。（参照 9、12、21、32）

14 オランダの各年度の BSE サーベイランス頭数を表 9 に示した。

表 9 オランダの各年度の BSE サーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数				BSE 検査 陽性牛 (うち非定型)
	健康と畜牛 *2	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に 疑われる 牛	
1997	—	—	—	—	2
1998	—	—	—	—	2
1999	—	—	—	—	2
2000	0	416	289	—	2
2001	454,649	31,056	31,281	97	20 (1)
2002	491,069	46,611	17,710	39	24 (1)
2003	441,987	49,853	15,510	25	19 (1)
2004	471,630	65,600	—*1	19	6
2005	455,481	47,017	17,955	7	3
2006	432,042	47,804	10,739	12	2
2007	399,304	61,413	5,230	15	2
2008	409,444	67,440	4,985	9	1
2009	357,556	44,157	3,227	4	0
2010	333,615	47,354	2,789	2	2
2011	●	●	●	●	1 (●)
2012	●	●	●	●	0
2013	●	●	●	●	0
2014	129	43,824	4,436	0	0
2015	199	44,015	4,729	0	0
2016	13	49,642	5,305	2	0
2017	17	41,993	5,327	2	0
2018	27	45,643	5,102	0	0
2019	24	45,194	4,825	0	0
2020	0	53,823	5,551	1	0
2021	0	53,921	6,434	0	0
2022	●	●	●	●	0
2023	●	●	●	●	1 (1)
...					
計	●	●	●	●	89 (●)

(参照 4、5、20、21、24-30、33-35)

*1 2004 年の死亡牛と緊急と畜牛は、死亡牛にまとめられている。

*2 健康と畜牛： 検査対象月齢の変遷について厚生労働省へ要確認

（４）ＢＳＥ発生状況

① 発生の概況

1997 年 3 月、オランダの国内で初めて BSE 検査陽性牛が確認された。
2002 年の 24 頭をピークに、合計 89 頭の BSE 陽性牛が確認されている。
（参照 9、21、35）

BSE 検査陽性牛について定型又は非定型の発生状況を厚生労働省へ要確

認。

② 出生コホートの特性

出生年別の BSE 検査陽性牛の頭数を図 3 に、飼料規制強化後に出生した
定型 BSE 検査陽性牛を表 10 に示した。

定型 BSE 検査陽性牛の出生時期については、1996 年生まれが最も多か
った。完全な飼料規制（全ての家畜への動物由来たん白質（乳、乳製品等一
部のものを除く。）の給与禁止）が実施された 2001 年 1 月以降に生まれた
定型 BSE 陽性牛は 1 頭である。2001 年 2 月に生まれた 1 頭を最後に、こ
れまでの 25 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認されていない。（参
照 21、35、36）

図 3 オランダの出生年別の B S E 陽性牛頭数

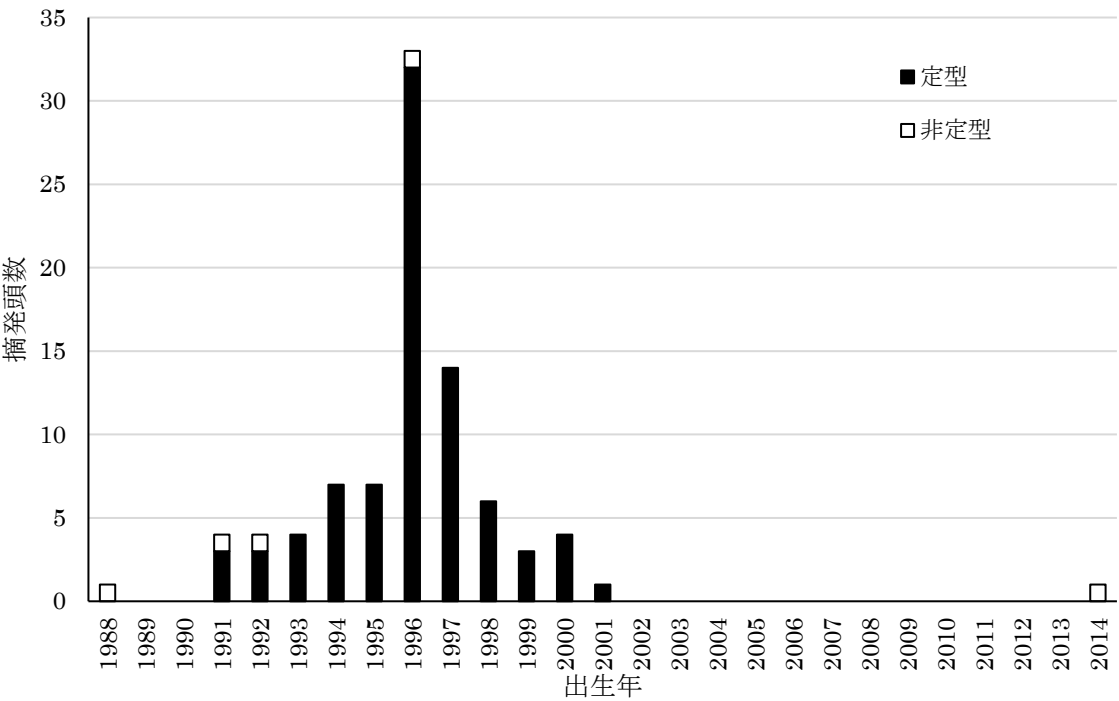


表 1 0 飼料規制強化後に生まれた定型 B S E 検査陽性牛

誕生年月	死亡年月	月 齢	区分
2001 年 2 月	2005 年 11 月	57 か月 齢	と 畜 検 査 異 常 牛

(参照 21、35、36)

3. 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置

オランダにおけるリスク管理措置の実施状況について、表 11 にまとめた。

(1) SRM 除去

① SRM 除去の実施方法等

EU 規則に基づき、無視できる BSE リスクの国については、12 月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及びせき髄が、管理された BSE リスクの国については、前述に加え、30 月齢超のせき柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、全月齢の扁桃並びに十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜が SRM として規定されている。（参照 12）

せき髄は、枝肉の背割り後にせき柱管から小さな金属製の器具を用いて手作業で除去され、その後にせき柱管は吸引洗浄装置により洗浄される。せき髄の除去は検査官により確認される。背割り鋸は 1 頭毎に洗浄されるが、せき髄除去後の水による枝肉洗浄は行われない。

扁桃及び回腸遠位部を含む腸及び腸間膜はトレーニングを受けた作業員により除去され、検査官が検査の際に確認する。

全ての SRM は除去され、SRM 除去の確認は NVWA の検査官により検査・監督される。除去された SRM は、レンダリング又は焼却処分される。（参照 12、32、37-39）

② SSOP、HACCP に基づく管理

全てのと畜場及び食肉処理施設において HACCP の導入が義務付けられている。施設の認可に当たっては、HACCP に基づく衛生管理プログラムの実施が必要であり、NVWA が定期的な監査を実施し、HACCP の適切な実施及び関連法規に係る遵守状況の検証を行っている。と畜場において、2021 年は SRM 除去に関する遵守が不十分であった事例は認められなかった。また、食肉処理施設において、衛生基準、動物副産物の取り扱い等に関する不備があったが、その影響を受けた全ての製品が特定され、NVWA 検査官の指示の下、是正されたことが確認されている。（参照 12、32、37、40）

(2) と畜処理の各プロセス

① と畜前検査

と畜場に搬入される全ての牛について、NVWA の獣医官が歩行状態などを目視で検査する。不安、おびえ、知覚過敏症、運動失調症等 BSE を疑わせる症状を示す牛が確認された場合は、WBVR にて BSE 検査が実施される。（参照 12、32）

② スタンニング、ピッシング

スタンニングについては、全ての施設において、金属製の棒状のものが発射されるスタンガンが使用されており、頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのものは使用されていない。オランダ国内ではピッシングは禁止されている。（参照 12、32、38）

（3）その他

① MRM

EU 規則に基づき、牛、めん羊及び山羊由来の機械的回収肉 (Mechanically Recovered Meat: MRM) の製造は禁止されている。（参照 12）

② と畜場及びと畜頭数

牛のと畜場は 50 施設あり、牛の年間と畜数は約 210 万頭である（2021 年現在）。（参照 12）

③ 我が国における輸入時検疫

オランダ産牛肉等については、2013 年 2 月より、日本が定める SRM（扁桃及び回腸遠位部）が除去され、かつ、30 か月齢以下の牛に由来するものに限り輸入が認められている。対日輸出条件に適合しない牛肉等の輸入が確認された際には、厚生労働省は当該出荷施設からの輸入手続を保留し、輸出国政府に対して詳細な調査を要請している。

輸入再開以降、4 件の輸入条件不適合事例（扁桃の除去が不十分な舌の輸入、対日輸出プログラムの対象に含まれない子牛の蹄（特定危険部位ではない。）が輸入）が確認されており、このうち 3 件については、オランダ政府からの適切な調査結果及び再発防止措置の報告を受けて、輸入手続の保留を解除した。残りの 1 件については、当該出荷施設からの輸入手続を保留中である。**輸入手続保留中の施設に関しての詳細は厚生労働省へ要確認。**（参照 41）

表 1 1 B S E 対策の点検表（オランダの実施状況及び点検結果）

		* 規制強化措置導入後 5 年未満の場合は、別途、総合評価の項で検討する。
I 「生体牛のリスク」に係る措置		備考
1 侵入リスク		
a 生体牛	☐: 発生国からの輸入禁止措置がとられている。 ☒: 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 ☐: 発生国からの輸入禁止措置が一部とられていない。 ☐: 発生国からの輸入禁止措置がとられていない。	輸出国の BSE ステータス分類に応じた輸入条件が適用されている。
b 肉骨粉等	☐: 発生国からの輸入禁止措置がとられている。 ☒: 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 ☐: 発生国からの輸入禁止措置が一部とられていない。 ☐: 発生国からの輸入禁止措置がとられていない。	畜産副産物の輸入はリスクに応じたカテゴリごとに規制されている。
2 国内安定性（国内対策有効性の評価）		
a 飼料規制		
・規制内容 （ほ乳動物たん白質の全家畜への給与禁止等）	☐: ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止。 ☒: ほ乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止。 ☐: 反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止。 ☐: 特に規制なし。	反すう動物へほ乳動物由来肉骨粉等の給与は禁止されているが、鶏由来加工たん白質を豚に給与すること、豚由来加工たん白質を鶏に給与することは許可されている。
・SRM の処理 （レンダリング条件等）	☒: 焼却又は埋却 ☐: 133℃20 分 3 気圧のレンダリング(※) 又はこれと同等以上の処理を実施。 ☐: (※) 未満の処理を実施。 ☐: レンダリング等の処理を未実施。	—
・レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策	☐: 全ての施設・製造ラインで占有化されている。 ☐: 一部の施設・製造ラインで占有化されている。 ☐: 全ての施設・製造ラインで占有化されていない。	
・レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率	☐: 定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。 ☐: 定期的に監視が行われているが、遵守率が低い、重大な違反が認められる。 ☐: 定期的な監視が行われていない。	
b SRM の利用実態		
・規制内容 （SRM の範囲等）	☒: WOA H 基準と同等以上。 ☐: 一部が WOA H 基準以下 ☐: 規定されていない。	—
・規制内容 （SRM 等の利用実態）	☒: SRM 及び死廃牛の飼料利用禁止 ☐: SRM 等の一部が反すう動物用以外の飼料として利用される。 ☐: SRM 等の全てが飼料として利用される。	—
3 サーベイランスによる検証		
・サーベイランスの概要	☒: WOA H 基準と同等以上。 ☐: WOA H 基準以下。 ☐: 実施していない。	—

Ⅱ 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置			
1 SRM 除去			
・実施方法等 （食肉検査官による 確認）	☒ : 全ての施設で実施されている ☐ : 一部の施設で実施されていない ☐ : 実施されていない		—
・実施方法等 （高圧水等による枝 肉の洗浄）	☐ : 全ての施設で実施されている ☐ : 一部の施設で実施されていない ☒ : 実施されていない		—
・実施方法等 （背割鋸の一頭ごと の洗浄）	☒ : 全ての施設で実施されている ☐ : 一部の施設で実施されていない ☐ : 実施されていない		—
・実施方法等 （吸引器等を利用し た適切な脊髄の除 去）	☒ : 全ての施設で実施されている ☐ : 一部の施設で実施されていない ☐ : 実施されていない		—
・SSOP,HACCP に基 づく管理	☒ : 導入されており、重度な違反がない。 ☐ : 導入されているが、一部に重度な違反が認められる。 ☐ : 導入されていない。		—
2 と畜処理の各プロセス			
・と畜前検査	☒ : と畜前検査による歩行困難牛等(※1)の排除を実施している。 ☐ : 実施していない。		
・スタンニング(※2)及 びピッシングに対す る規制措置 （と畜時の血流等を 介した脳・脊髄による 汚染の防止措置）	☒ : 全ての施設で実施されている ☐ : 一部の施設で実施されていない ☐ : 全ての施設で実施されていない		—
3 その他			
（・機械的回収肉）	☒ : 実施されていない ☐ : 一部の施設で実施されている ☐ : 全ての施設で実施されている		—

(※1) 排除の対象となる牛の詳細については、Ⅲの3.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置の章を参照

(※2) 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

まとめ	
-----	--

1

1 IV. 食品健康影響評価

2

1 <別紙：略称>

略称	名称
BSE	牛海綿状脳症
EU	欧州連合
HACCP	危害分析・重要管理点
H-BSE	H 型牛海綿状脳症
L-BSE	L 型牛海綿状脳症
MRM	機械的回収肉
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応
PK	プロテイナーゼ K
PrP ^{Sc}	異常プリオンたん白質
SRM	特定危険部位
SSOP	衛生標準作業手順
vCJD	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
WHO	世界保健機関
WOAH (旧略称：OIE)	国際獣疫事務局

2
3

＜参照＞

1. 食品安全委員会：牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価. 2012.
2. 食品安全委員会：米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価. 2019.
3. 国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health: WOA）：
WAHIS: World Animal Health Information System.
<https://wahis.woah.org/#/home>
4. 欧州委員会（EC）：Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of transmissible spongiform encephalopathy (TSE) in 2001-2014. https://food.ec.europa.eu/safety/biological-safety/food-borne-diseases-zoonoses/control-tses/annual-reports-member-states-bse-and-scrapie_en
5. 欧州食品安全機関（EFSA）：The European Union summary report on surveillance for the presence of transmissible spongiform encephalopathies (TSE) in 2015-2024.
6. 農林水産省：世界における BSE 発生頭数の推移. 2026.
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/b_kaigai/index.html
7. 国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health: WOA）：
Terrestrial Animal Health Code. Chapter 1.8. Application for official recognition by WOA of risk status for bovine spongiform encephalopathy for official recognition. Chapter 11.4. Bovine spongiform encephalopathy. 2023.
8. 国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health: WOA）：Final Report 2013_81st General Session. 2013.
https://www.woah.org/en/document/final-report-2013_81st-general-session/
9. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：蘭 1. OIE ドシエ 2007. 2007.
10. 欧州議会・欧州連合理事会：Regulation (EC) No 999/2001 of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 laying down rules for the prevention, control and eradication of certain transmissible spongiform encephalopathies. 2025.
11. 食品安全委員会：牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関する SRM 範囲の変更）. 2026.
12. オランダ諮問参考資料：1-1. Basic questionnaire for the preparation of information required for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Kingdom of the Netherlands. 2023.
13. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：2-1-2. 欧州委員会決定 1996/239/EC 1996

- 1 14. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：2-1-3. 欧州委員会決定
- 2 1998/653/EC 1998
- 3 15. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：2-1-4. 欧州委員会規則
- 4 2004/1993/EC 2004
- 5 16. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：2-1-5. 欧州委員会規則
- 6 2006/657/EC 2006
- 7 17. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：2-1-1. 欧州経済共同体委員会
- 8 決定 1989/469/EEC 1989
- 9 18. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：蘭 5. Annex I. FACTSHEET
- 10 2006.
- 11 19. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：5-1. 欧州理事会規則
- 12 2007/700/EC. 2007.
- 13 20. オランダ諮問参考資料: 2-3-8. Form for the annual reconfirmation of the
- 14 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
- 15 Countries. 2021.
- 16 21. オランダ諮問参考資料: 2-2. Questionnaire for the preparation of
- 17 information needed for the risk assessment of Bovine Spongiform
- 18 Encephalopathy (BSE) in the Netherlands. 2023.
- 19 22. 欧州議会及び欧州連合理事会: Regulation (EC) No 1069/2009 of the
- 20 European Parliament and of the Council of 21 October 2009 laying down
- 21 health rules as regards animal by-products and derived products not
- 22 intended for human consumption and repealing Regulation (EC) No
- 23 1774/2002 (Animal by-products Regulation). 2019
- 24 23. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：蘭 4. Basic Questionnaire
- 25 Japan.
- 26 24. オランダ諮問参考資料: 2-3-1. Form for the annual reconfirmation of the
- 27 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
- 28 Countries. 2014.
- 29 25. オランダ諮問参考資料: 2-3-2. Form for the annual reconfirmation of the
- 30 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
- 31 Countries. 2015.
- 32 26. オランダ諮問参考資料: 2-3-3. Form for the annual reconfirmation of the
- 33 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
- 34 Countries. 2016.
- 35 27. オランダ諮問参考資料: 2-3-4. Form for the annual reconfirmation of the
- 36 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
- 37 Countries. 2017.
- 38 28. オランダ諮問参考資料: 2-3-5. Form for the annual reconfirmation of the

- 1 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
2 Countries. 2018.
- 3 29. オランダ諮問参考資料: 2-3-6. Form for the annual reconfirmation of the
4 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
5 Countries. 2019.
- 6 30. オランダ諮問参考資料: 2-3-7. Form for the annual reconfirmation of the
7 bovine spongiform encephalopathy (BSE) risk status of OIE Member
8 Countries. 2020.
- 9 31. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：資料 5-6. Request of the
10 update of necessary information /date/documents from MHLW to
11 Netherlands December 1, 2011. 2011.
- 12 32. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：資料 5-4. オランダ現地調査報
13 告.
- 14 33. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：蘭 2-3-2. 年間サーベイランス
15 ポイントの詳細.
- 16 34. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：蘭 114. MAFF - (Q21) - BSE
17 Monitoring programme.
- 18 35. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：3-2-1. オランダの BSE 陽性牛
19 の詳細.
- 20 36. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：3-2-2. 2005 年、2006 年の摘
21 発牛の疫学調査
- 22 37. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：資料 5-1. Basic
23 Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk
24 assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in the
25 Netherlands (November 2006). 2006.
- 26 38. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：資料 5-2 . Basic
27 Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk
28 assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in the
29 Netherlands Supplementary information (November 2007). 2007.
- 30 39. オランダ諮問参考資料（2012 年評価時提出）：資料 5-3 . Answers to
31 Supplementary BSE Questionnaire, sent by Ministry of Health, Labour
32 and Welfare in Japan on August 12, 2008 (July 2009). 2009.
- 33 40. オランダ諮問参考資料: 1-2. オランダ側に提供を依頼する資料. 2024.
- 34 41. 厚生労働省: 輸入条件不適合事案（平成 25 年 2 月 1 日以降）. 2026.
35 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000043124.html>
36